

議案第88号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例について

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正を踏まえ、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「条例」といいます。)の一部を改正します。

1 改正理由

児童手当法が改正され、施設入所等児童の定義に母子生活支援施設に入所している児童(児童のみで構成される世帯に属する者に限ります。)が追加されました。

これを受け、給付金^{*}として支払を受けた金銭の管理を義務付ける施設に、母子生活支援施設を追加する省令改正が行われたことなどを踏まえ、条例の一部を改正します。

※施設入所等児童に係る児童手当等の給付金は、児童が入所している施設の設置者等に支給されます。

2 改正内容

国の省令改正を踏まえ、以下の内容について改正します。

- (1) 入所中の児童に係る給付金として支払を受けた金銭の管理をしなければならない施設に母子生活支援施設を追加します。
- (2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第十七条 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を区規則で定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第六十一条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 主として肢体不自由（法第六条の二の二第二項に規定する肢体</p>	<p>(前略)</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第十七条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を区規則で定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第六十一条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 主として肢体不自由（法第六条の二の二第二項に規定するもの</p>

不自由をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる福祉型障害
児入所施設には、次の設備を設けること。

イ・ロ (略)

六・七 (略)

(後略)

付則

この条例は、公布の日から施行する。

をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる福祉型障害児入所
施設には、次の設備を設けること。

イ・ロ (略)

六・七 (略)

(後略)